

承認第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月26日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市税条例の一部改正について

## 木津川市条例第14号

### 木津川市税条例の一部を改正する条例

木津川市税条例(平成19年木津川市条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第24項中「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、0)とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。  
附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（承認第4号）

木津川市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(新)	(旧)
本則 (略)	本則 (略)
附 則	附 則
第1条～第9条の2 (略) (読替規定)	第1条～第9条の2 (略) (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条 の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資 産税に限り、第61条第8項中「又は 第349条の3の4から第349条の 5まで」とあるのは、「若しくは第3 49条の3の4から第349条の5ま で又は附則第15条から第15条の3 の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」 とする。 (法附則第15条第2項第1号等の條 例で定める割合)	第10条 法附則第15条から第15条 の3の2までの規定の適用がある各年 度分の固定資産税に限り、第61条第 8項中「又は第349条の3の4から 第349条の5まで」とあるのは、「若 しくは第349条の3の4から第34 9条の5まで又は附則第15条から第 15条の3の2まで」とする。  (法附則第15条第2項第1号等の條 例で定める割合)
第10条の2 (略) 2～23 (略)	第10条の2 (略) 2～23 (略)
24 法附則第15条第41項に規定す る市町村の条例で定める割合は、0 (生 産性の向上に重点的に取り組むべき業 種として同意導入促進基本計画 (生 産性向上特別措置法 (平成30年法律第 25号) 第38条第2項に規定する同	24 法附則第15条第41項に規定す る市町村の条例で定める割合は、0 (生 産性の向上に重点的に取り組むべき業 種として同意導入促進基本計画 (生 産性向上特別措置法 (平成30年法律第 25号) 第38条第2項に規定する同

意導入促進基本計画をいう。第27項において同じ。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあっては、0)とする。

25・26 (略)

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0 (生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0) とする。

第10条の3～第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号 (同条第4項において準用する場合を含む。) に掲げる3輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間 (附則第15条の6第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第15条の2の2～第23条 (略)

意導入促進基本計画をいう。) に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあっては、0) とする。

25・26 (略)

第10条の3～第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号 (同条第4項において準用する場合を含む。) に掲げる3輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間 (附則第15条の6第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第15条の2の2～第23条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る  
徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則

第59条第3項において準用する法第

15条の2第8項に規定する条例で定  
める期間について準用する。